

特定施設入居者生活介護施設
介護付有料老人ホーム コミューン柏葉

重要事項説明書

医療法人社団 光誠会

記入年月日：令和6年11月1日

当施設は、入居者に対して特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護を提供します。当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上の注意点を次の通り説明します。

1. 事業者
2. 施設の概要
3. 職員の配置状況
4. 施設が提供するサービスと利用料金
5. 苦情の受付
6. 運営推進会議の設置
7. 協力医療機関
8. 非常災害時の対応
9. 事故発生時の対応
10. サービス利用にあたっての留意事項

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団 光誠会
(2) 法人所在地 広島県東広島市西条昭和町 13 番 37 号
(3) 電話番号 082-423-9227
(4) 代表者氏名 柳河 友見
(5) 設立年月日 平成 10 年 2 月 25 日

2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 特定施設入居者生活介護
介護予防特定施設入居者生活介護
平成 26 年 6 月 1 日指定
- (2) 施設の目的 要介護、要支援状態にある高齢者に対し、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の提供を目的とします。
- (3) 施設の名称 介護付有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）
コミュニケーション柏葉
- (4) 施設の所在地 広島県東広島市西条昭和町 1204 番地
- (5) 電話番号 082-426-3244
- (6) 管理者の氏名 晋川 満美
- (7) 施設の運営方針 ①特定施設サービスの計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の介助等を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ、自律して日常生活を営むことが出来るようにします。
②入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って介護を行うように努めます。
③関係市町村、保健医療機関、介護サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスに努めます。
- (8) 開設年月日 平成 26 年 6 月 1 日
- (9) 入居定員 54 名
- (10) 施設の概要

①敷地及び建物

	敷地	1157.61 m ²
建物	構造	鉄構造
	階数	地下 1 階、地上 4 階
	延床面積	4435.96 m ²
	入居定員	54 名

②居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積	備考
1人部屋	50室	974.94 m ²	19.50 m ²	机・椅子・ベッド・トイレ・洗面・収納・ナースコール
2人部屋	2室	58.56 m ²	29.28 m ²	机・椅子・ベッド・トイレ・洗面・収納・ナースコール

③その他主な設備

設備の種類	数	総面積	面積
食堂・居間	6	415.29 m ²	69.22 m ² (1箇所あたり)
多目的ホール 兼機能訓練室	1	68.04 m ²	
一般浴室	6	43.20 m ²	7.20 m ² (1箇所あたり)
特殊浴室	1	57.96 m ²	2.02 m ² (各居室に設置)
便所 (居室)	52	105.04 m ²	
車椅子用便所	8	29.37 m ²	3.67 m ² (1箇所あたり)
一時介護室	1	19.38 m ²	
消防設備	火災報知器 (感知器 25箇所)、消火器 12本、消防自動通報装置、スプリンクラー		

④事務等の受付時間

月～土 8:30～17:30

3. 職員の配置状況

当施設では、入居者に対して特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職員の職種	常勤	非常勤	職務の内容
1. 管理者	1名 (6と兼務)		事業内容の調整
2. 生活相談員	2名 (6と兼務)		日常の生活相談・苦情受付業務
3. 介護職員	22名	3名	日常生活の介助・相談業務
4. 看護職員	1名 (5と兼務)	4名	健康チェック等の医療業務・相談業務
5. 機能訓練指導員	1名 (兼務)		機能改善・機能低下防止訓練
6. 計画作成担当員	3名 (兼務3名)		ケアプランの作成・調整
7. 事務職員	1名		経理・労務・施設庶務

<主な職種の勤務体制>

職員の職種	勤務体制
1. 管理者	勤務時間 8:30～17:30
2. 生活相談員	勤務時間 8:30～17:30
3. 介護職員	主な勤務時間 早出 7:00～16:00、日勤 8:30～17:30、 遅出 10:00～19:00 夜間の勤務時間 17:00～10:00 その他、入居者の状況に応じた勤務時間を設定します。
4. 看護職員	勤務時間 早出 8:00～17:00、日勤 8:30～17:30、 遅出 9:00～18:00
5. 機能訓練指導員	勤務時間 8:30～17:30
6. 計画作成担当員	勤務時間 8:30～17:30
7. 事務職員	勤務時間 8:30～17:30

4. 施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付の対象となるサービス)

(2) 利用料金の全額を入居者にご負担いただく場合
(介護保険の給付の対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の7割～9割が介護保険から給付され、入居者の自己負担は費用全体の1割～3割の金額となります。

<サービスの概要>

種類	内 容	備考
食事の介助	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士の立てる献立表により、栄養と入居者の身体状況を配慮し、バラエティーに富んだ食事を提供します。(ただし、食材料費は給付の対象外となります) ・食事は出来るだけ離床して、食堂にてとっていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～	

種 類	内 容	備考
特定施設サービスの計画作成	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設サービスの計画作成は計画作成担当員が行います。 	
排泄の介助	<ul style="list-style-type: none"> 入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な支援を行います。 	
入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> 週 2 回の入浴または清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、特殊浴槽の利用も可能です。 	
清潔・整容に関する介助	<ul style="list-style-type: none"> 生活のリズムを考えて、適時着替えを行うように配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように支援します。 シーツ交換は週 1 回、寝具の消毒は月 1 回とします。 	
機能訓練・介護予防	<ul style="list-style-type: none"> 入居者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 	
健康管理・療養についてのサービス	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて医師による診察を設けて健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力病院等に責任を持って引き継ぎます。 <p>(協力医療機関)</p> <p>木阪病院 西条中央病院 早志歯科診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護師による毎日の健康管理を行います。 歯科による口腔管理を行います。 	施設入居後、MRSA・HCV抗体・HBS抗原・結核・梅毒などの健康診断を実施していただきます。
相談及び支援	<ul style="list-style-type: none"> 当施設は、入居者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めます。 	
送迎	<ul style="list-style-type: none"> 身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自身で来所が困難な方は、リフト付の送迎車で入退所の送迎を行います。 協力医療機関への診療は送迎を行います。 	

【特定施設入居者生活介護】(30日あたり)

特定施設入居者生活介護に関わる利用負担額

R6.6.1 以降

介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	自立
国が定める 特定施設入居者 生活介護費	1日	542	609	679	744	813	183	313	
	1ヶ月 (30日)	16,260	18,270	20,370	22,320	24,390	5,490	9,390	
加算(1ヶ月30日)		協力医療機関連携加算：月100単位、夜間看護体制加算(Ⅱ)(要介護)：日9単位、サービス提供体制強化加算(Ⅲ)：日6単位、退院・退所時連携加算(要介護)：日30単位(入居から30日)退居時情報提供加算：1回限り250単位							
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ※所定単位数に12.2%を乗じた 単位数で算定(1ヶ月30日)		2,161	2,406	2,662	2,900	3,152	704	1,180	

(1単位=10.14円)

- 月額利用料等は人件費、物価及び公共料金の変動等を勘案し改定することがあります。
 - (2) 介護保険の給付の対象とならないサービス
以下のサービスは、利用料金の全額が入居者の負担となります。
- <サービスの概要と利用料金>

(1ヶ月30日の場合)

介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要支援1	要支援2	自立
月 額	居住費	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
	食費	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000
利 用 料 費	管 共益費								
	水 道光熱費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	30,000
合計(円)		158,000	158,000	158,000	158,000	158,000	158,000	158,000	138,000

※敷金1人部屋：90,000円 2人部屋：135,000円 退去時に全ての債務精算後、返却します。

※2人部屋は居住費：90,000円

- 1 食事費 1,600円/日
朝食：400円、昼食：650円(おやつ：100円(午後1回)を含む)、
夕食：550円、
経管栄養の場合、食費は徴収しませんが、経管栄養等摂取管理料を日額
1,600円徴収します。
- 2 居室でのテレビ使用の電気代として 500円/月
- 3 居室での電気毛布使用の電気代として 500円/月
- 4 居室での冷蔵庫使用の電気代として 1,000円/月
- 5 医師による健診、予防処置、医療費 実費
- 6 理美容代 実費
- 7 協力医療機関への通院介助は費用を徴収しません。しかし、協力医療機関以外への
通院介助は1時間1,500円とします。

- | | | |
|----|------------------------------------------|--------|
| 8 | 複写物 | 10 円／枚 |
| 9 | クラブ活動等の材料費 | 実費 |
| 10 | 私物の上着やズボン等のクリーニング代 | 実費 |
| 11 | 寝具、衣類、オムツ、エアーマット | 実費 |
| 12 | 入居者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用は実費 | |
| 13 | その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で入居者が負担すべき費用は実費 | |

① 途中から入居した場合又は月途中から退去した場合には、入居及び退居した期日に応じて日割りした利用料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「入居日」及び「退居日」とは、以下の日を指します。

入 居 日・・・入居者が当施設と利用契約を結んだ日ではなく、サービスを実際に使用開始した日

退 居 日・・・入居者と当施設のサービスを終了した日

- ② 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者の負担額を変更します。
- ③ 日数に日額をかけたものを月額利用料といいます。よって月毎に月額利用料は変動します。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算して請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法によるお支払いとします。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします)

(ア) 下記指定口座への振込み(振込み手数料は入居者負担となります。)

金融機関) しまなみ信用金庫 西条支店

口座名義) 医療法人社団 光誠会 理事長 柳河 友見

店番) 011 口座番号) 9714528

(イ) 現金持参

(ウ) 広島銀行自動振替

(4) 利用の中止

- ① 入居者が入居期間中に他の医療機関へ入院した場合は、居住費・管理費は徴収します。その他の費用については、状況により協議します。
- ② 利用料のお支払いがない場合には、代理人様へ請求します。また、2ヶ月分のお支払いが無いときは、速やかに退居をお願いします。
- ③ 当施設では、入院後おおむね3ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入居者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当施設に円滑に入居できるように配慮します。

5. 苦情の受付

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情窓口担当者 生活相談員 井口 美枝、田坂 恵子

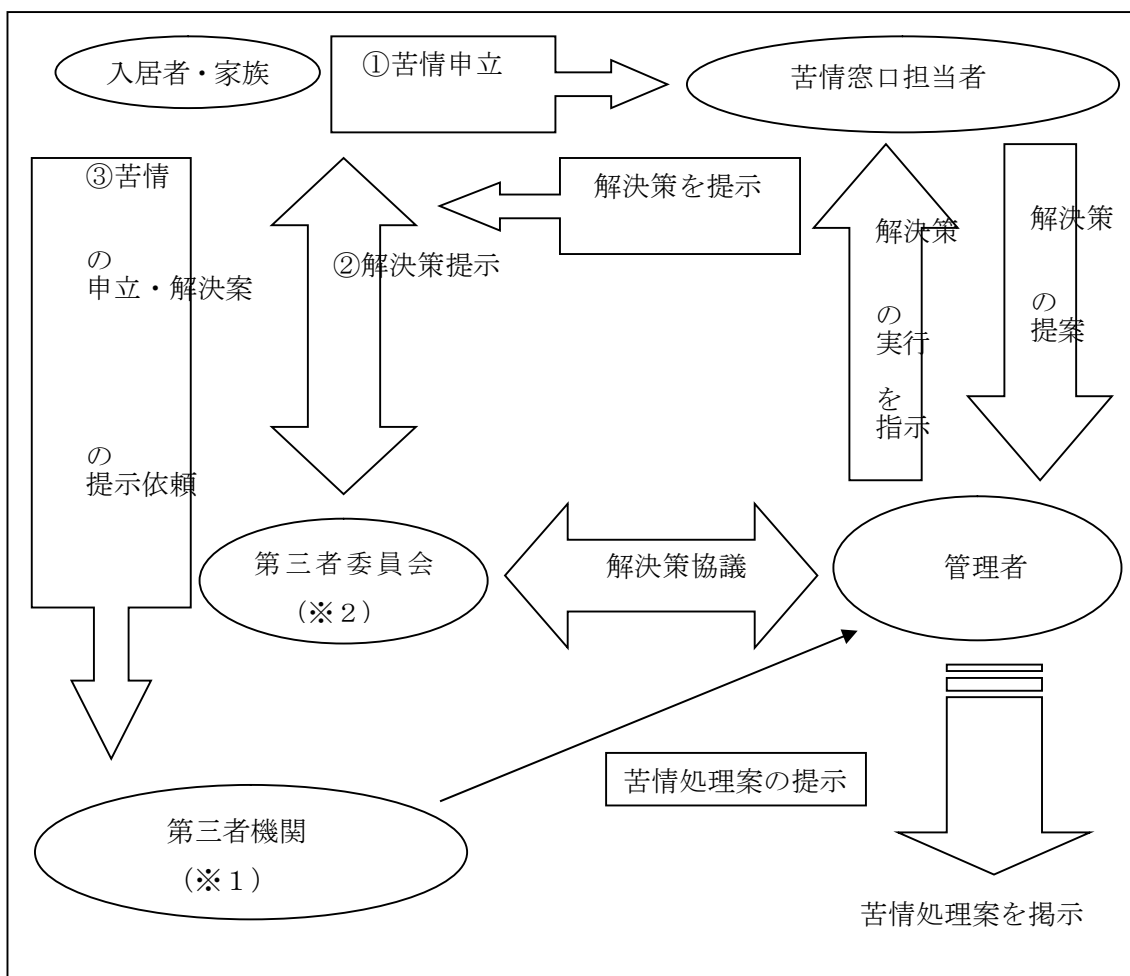
○苦情受付時間 24時間

○連絡先 TEL：082-426-3244 FAX：082-426-3245

○苦情受付ボックスを玄関カウンターに設置しています。

※1：行政機関及びその他苦情受付機関

東広島市 介護保険課	所在地 広島県東広島市西条栄町8番29号 電話番号 082-420-0937 利用時間 月～金 8:30～17:15
広島県国民健康保険団体 連合会 介護保険課	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 利用時間 月～金 8:30～17:15



6. 運営推進会議の設置

当施設では、特定施設入居者生活介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：入居者、入居者家族、地域住民の代表、行政機関職員、地域包括支援センター職員、特定施設入居者生活介護について知見を有する者等 5～6 名
開催：6ヶ月毎に開催
会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

7. 協力医療機関

当施設では、日常の健診・診療や、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を設備しています。

<協力医療機関>

木阪病院	東広島市西条町土与丸 1235	電話 082-421-0800
西条中央病院	東広島市西条昭和町 12 番 40 号	電話 082-423-3050
早志歯科診療所	東広島市西条昭和町 13 番 37 号	電話 082-423-9195

8. 非常災害時の対応

非常火災事には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年 2 回、入居者も参加して行います。

<消防用設備>

火災報知器（感知器 25 箇所）、消火器 12 本、スプリンクラー、消防自動通報装置

9. 事故発生時の対応

1、介護事故等の対応

(1) 入居者及び家族への対応

①最善の処置

介護事故が発生した場合、まず当施設において入居者に対して可能な限りの緊急処置を行います。

②責任者への報告

速やかに所属長へ報告し、施設で対応できない場合には、協力医療機関の木阪病院または西条中央病院へ移送し担当医師の指示を得ます。

③入居者及び家族への説明等

処置が一段落すれば、できるだけ速やかに入居者や家族等に誠意を持って説明し、家族の申し出についても誠実に対応します。

④入居者及び家族への損害賠償

介護事故により施設が賠償責任を負った場合は、「賠償責任事故に関わる重要事項説明書」をもとに対応します。

⑤入居者への処置が一通り完了した後、できるだけ速やかに介護事故報告書を作成します。事故の概要、入居者の状況、現在の治療内容、今後の見通し、入居者及び入居者の関係者への説明した内容などを診療録に必ず記載します。

(2) 行政機関への報告

①介護事故や入居者が死亡するなど重大な事態が発生した場合、速やかに東広島市へ報告を行います。

(3) 身体拘束の禁止

①事業者はサービスの提供にあたり、身体拘束やその他入居者の行動を制限する行為を行いません。ただし、入居者または他の入居者等の生命及び身体を保護するため、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。

②前項のただし書きの規定に基づき身体拘束等の行為を行った場合には、事業者は直ちにその日時・様態・入居者の心身の状況並びに緊急でやむを得ないと判断した理由・当該行為を必要と判断した職員等、当該行為を行った職員等の氏名、その他必要な事項について、サービス提供記録書等の書面に記録します。

10. サービス利用にあたっての留意事項

入居者、代理人、入居者の家族は、次に掲げる留意事項を守って、サービスを利用してください。

- サービス利用の際には、健康保険証・介護保険被保険者証を提示してください。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用等により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 所持金品の保管や居室内で飲食される場合は、自己の責任で管理してください。
- 施設の許可を得ることにより、今までに使用されていた家具、調度品の持ち込みは可能です。
- 面会時間は9時30分から16時30分までとさせていただきます。
- 新型コロナ、インフルエンザやノロウイルス等の感染症の流行に対して、面会を遠慮していただくこと、入居者の方への飲食物の差し入れ等を制限させていただくことがありますのでご了承ください。
- 外出・外泊は、施設の許可を得た後、手続きとさせていただきます。
- 他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- 施設内は禁煙とさせていただきます。
- 他の入居者、職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）は禁止行為とさせていただきます。
- 他の入居者、職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）は禁止行為とさせていただきます。
- 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）は禁止行為とさせていただきます。
- 入居者、代理人、入居者の家族などの間で生じたトラブル等による入居者、他の入居者、職員に対する心身に危害を生ずる恐れのあるハラスメント（業務遂行に支障をきたす過剰な問合せ、施設訪問、サービス要求行為など）は禁止行為とさせていただきます。
- 入居者が入居中、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合には、入居者、代理人、入居者の家族に対して説明及び協議の場を設け、誠実に協議することにより、他施設への紹介・転居、居室変更等も含め、相談させていただきます。
 - ・ 関係法令の改変、当施設の入居規則（1人部屋・2人部屋・体験入居等）を遵守するために必要な場合
 - ・ 事業経営・運営を継続的に実施するために必要な場合
 - ・ 当施設で対応困難な看護行為が必要な場合
 - ・ 医療施設への恒常的な入院を要する場合
 - ・ 関係法令に基づく当施設での人員体制では対応が困難な場合
 - ・ 要介護度の増加に伴い（目安：要介護度4以上）、入居者に対する適切なサービスの提供が困難な場合

- 当施設での入居者の終末期ケア及び看取り時の対応について、入居者や代理人、入居者の家族にご要望がある場合、当施設での人員体制を踏まえた対応可否さらに協力医療機関の医師も含めて協議させていただきます。その上で対応可否の説明及び協議の場を設け、対応可能な場合には当施設での終末期ケア及び看取りの内容をご承諾いただいた上で対応させていただきます。なお、医師は常駐していないため、対応可能な協力医療機関へ主治医を変更させていただくことになります。